

室山浄水場汚泥運搬業務仕様書

第1条 目的

本業務は、浄水場の作業工程により発生した汚泥を室山浄水場から大阪湾広域臨海環境整備センター和歌山基地（以下「和歌山基地」という。）まで運搬することを目的とする。

第2条 業務名

室山浄水場汚泥運搬業務

第3条 履行場所

- 1 搬出場所 室山浄水場（海南市黒江 201）
- 2 搬入場所 大阪湾広域臨海環境整備センター 和歌山基地（和歌山市湊 2675-26）

第4条 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第5条 予定数量

- 1 汚泥の予定運搬量は年間約500トンとする。
- 2 本数量は見込み数量であり、実際の運搬数量を保証するものではない。
- 3 本契約は単価契約とし、実運搬数量に応じて精算する。
- 4 運搬数量に見合う産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、運搬時に持参すること。

第6条 運搬対象物

浄水処理工程により発生した、上水汚泥。

第7条 使用車両

- 1 室山浄水場構内で積込み可能な車両の高さは240cm以下とする。
- 2 使用車両は上記条件を満たす4t積以上の適正に整備された車両とする。
- 3 ダンピング可能な車両とし、観音開き及び片開き構造は不可とする。
- 4 積載物の飛散、流出及び悪臭の発生を防止できる構造とすること。
- 5 運搬中の漏水防止対策を十分講じること。

第8条 業務に伴う提出書類

- 1 搬送に使用する車両の自動車検査証及び、自動車検査証記録事項の写し。
- 2 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し。
- 3 その他、廃棄物埋立処分契約申込に必要となる書類。

第9条 運搬条件

- 1 運搬日は月曜日から金曜日までの平日とし、発注者が指定する日に対応すること。
和歌山基地における受け入れ時間は、平日 午前9時から午後4時30分まで
- 2 飛散、流出、悪臭及び二次公害防止措置を徹底すること。
- 3 脱水処理施設のホッパーから車両に積込むため、過積載とならないよう慎重に積込むこと。
- 4 委託された汚泥の積み替え保管を行ってはならない。

第10条 計量及び報告

- 1 搬入時に計量を行い、計量重量証明書を取得すること。
- 2 取得した計量重量証明書は、速やかに室山浄水場へ提出すること。
- 3 月ごとに運搬実績を取りまとめ、請求書を提出すること。

第11条 法令遵守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、適正に業務を履行すること。

第12条 安全管理

- 1 作業にあたっては安全対策を十分に講じること。
- 2 和歌山基地廃棄物搬入要領、廃棄物搬入者構内通行要領等を厳守すること。
- 2 事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ報告し、指示を受けること。

第13条 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。